

通知内容

対象の証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄抄本、戸籍一部事項証明書（除籍を含む。） ・住民票の写し、住民票記載事項証明書（除票を含む。） ・戸籍附票の写し（除附票を含む。）
対象の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・本人等の代理人からの請求 ・代理人以外の第三者からの請求 ※国または地方公共団体等の公的機関による請求は通知の対象外となります。
通知内容	交付年月日、証明書の種別・通数、請求者の種別（代理人、第三者の別）
通知時期	原則として証明書交付日から2週間を経過した日以降に郵送で通知

実際に戸籍等が**不正取得**される事件が発生しています！

令和3年8月、栃木県の行政書士が戸籍法違反などの疑いで兵庫県警に逮捕されました。

行政書士が目的を偽り、9人の戸籍謄本などを姫路市や大阪市などから不正に取得したものです。

一連の捜査の中で、行政書士は約5年間で、全国の探偵業等から依頼を受けて約3,500通の戸籍謄本などを不正に取得していたことがわかっています。



香川県でも、6市3町で、36件が取得されていました。

同様な事件は、平成23年11月にも発生しています。

「プライム事件」と呼ばれており、愛知県警の捜査員の戸籍等を不正取得した容疑で、探偵事務所や法律事務所の経営者、司法書士ら関係者5人が逮捕されました。

この事件は、全国の市民等から調査依頼を受けた不特定多数の探偵事務所等が戸籍や住民票等を自身では請求できないため、「プライム総合法務事務所」を介して戸籍等を取得したものです。法務事務所経営者や、司法書士らは「職務上請求用紙」を大量偽造し、全国で1万件以上の戸籍や住民票等を不正に取得していました。

どうやって？

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士の八士業が職務遂行上必要な範囲で、第三者の戸籍等を請求できる「職務上請求用紙」を使って不正取得したものです。

なんのため？

身元調査のために取得していた可能性があります。

報道では、1通あたり2万円～4万円の手数料を行政書士等が受け取っていたようです。

個人情報の交付事実を知ることは、自分を守ることに繋がります。
そのためにも、登録型本人通知制度に登録しましょう！！

【問】制度に関することは

人権推進課 ☎(087)894-9088
登録・手続きに関することは
市民課 ☎(087)894-9218
総合支所 ☎(0879)26-9901